

関係者各位

「弁護士が教える」経営者向け問題社員対策セミナー無料開催の件

鮮やかな紅葉の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のことと心よりお喜び申し上げます。本日は、香川県下の企業の社長様に大切なお知らせをFAXさせていただきました。「弁護士が教える」経営者向け労務トラブルセミナーの開催についてです。当職は、弁護士法人吉田泰郎法律事務所の弁護士吉田泰郎と申します。当職は、弁護士として現在まで17年間、多くの企業経営者の方の労働問題を解決してまいりました。このたび、多くの方からの希望を受けて、経営者の方のための労務トラブルに関するセミナーを開催することとなりました。すでにセミナーを受講された方からは「問題社員の対策に悩んでいたが、その悩みが解消した」「労働者ではなく経営者の立場に立ったセミナーだった」という評価の声をいただいています。

最近、法律改正のたびに労働者の権利が強化されています。経営者としては労働の法律を十分に知ったうえで企業を運営していかなければなりません。そのなかで、経営者にとって「問題社員の対策」は非常に重要な問題となっています。問題社員に原因がある場合である場合でも、労働トラブルになってしまった時点で経営者にとって不利なのです。経営者に全く悪気がなくても、労働者とトラブルを起こしたことがインターネットのニュースで取り上げられてしまって採用活動に悪影響が出るということも実際に起っています。

真面目な経営者にとっては、トラブルがあったら何でも会社が悪く言われるような現在の世間の風潮は大変に困りものです。しかしながら、その中でも法律を上手に使うことで、問題社員の対策をしている会社では、労務トラブルは発生していません。労働問題では、真面目に会社を運営しているというだけでは不足であり「法律的に正しく対策するか」という法律の正しい使い方が大事なのです。

弁護士吉田泰郎は、多くの経営者の方々の声をお聞きする中で、ぜひ、真面目な経営者の方にこそ、法律的に正しい問題社員対策をしていただきたいと強く願っています。

ぜひ、この機会に、問題社員を正しく対策することで、会社を健全に発展させていく方法を学んでください。

以下に一つでも当てはまる経営者の方は、ぜひご参加ください。

- ・問題社員に対して感情的に怒鳴ったことがある
- ・ふてくされた問題社員を解雇したことがある
- ・懲戒処分は、解雇しか使ったことがない
- ・始末書をどう書かせればいいのか分からない
- ・労使関係で、今までトラブルの経験がない
- ・就業規則の有利な使い方を知りたい

セミナー会場 【開催日時】2017年12月5日（火）午後2時から午後4時まで

【セミナー講師】弁護士 吉田泰郎 【受講料】無料

【場所】サンポートホール高松 ホール棟6階（香川県高松市サンポート2-1）

※注意 タワー棟ではありません

今回のセミナーは先着30社限定です。お申し込みはお急ぎ下さい。

お申込は下記の□に✓をご記入の上、FAXするだけで結構です。

□セミナー受講希望（先着30社限定）**FAX:087-822-6076**

貴社名		電話番号	
部署名		FAX 番号	
ご担当者		Eメール	
ご住所	〒		

【お問合せ先】弁護士法人 吉田泰郎法律事務所 Tel: 087-822-6075 担当: 吉田泰郎（よしだやすろう）  
<http://www.bengo.jp> ←「吉田泰郎」で検索して下さい。

※今後 FAX 不要の方はお手数で大変申し訳ございませんが FAX 番号を記入して FAX でご返信ください。

ただちにリストから削除させていただきます。